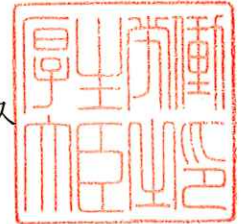


厚生労働省発食安 0623 第15号
平成 27 年 6 月 23 日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

CYS-No. 1 株を利用して生産された L-システイン塩酸塩

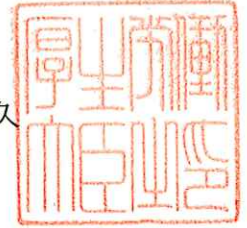




厚生労働省発食安 0702 第 3 号
平成 27 年 7 月 2 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の規定に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

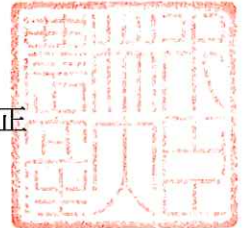
除草剤グリホサート耐性アルファルファ J101 系統及び
低リグニンアルファルファ KK179 系統を掛け合わせた品種



27消安第2017号
平成27年7月2日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号及び第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項並びに食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項の食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換え DNA 技術によって得られた生物を利用して製造された飼料添加物であって高度に精製されているものについて、高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確認された場合には、当該飼料添加物の安全性に係る農林水産大臣の確認を不要なものとして扱うため、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の改正等を行うこと（別紙参照）



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令
(昭和 51 年農林省令第 35 号) の改正等について

1 検討の背景

- (1) 飼料添加物の製造、使用等に当たっては、当該飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。）に基づき、農業資材審議会等の意見を聴いた上で、農林水産省が飼料添加物としての効果及び安全性を確認し、指定した飼料添加物であるとともに、農林水産省が畜産物の安全性や家畜等の健康影響の観点から飼料添加物ごとに定めた基準及び規格に適合することが求められる。
- (2) これに加え、当該飼料添加物が組換え DNA 技術を応用した飼料添加物（以下「GM 飼料添加物」という。）である場合には、農業資材審議会において、その製造、使用等に当たり、アミノ酸、ビタミン等の個別品目ごとに、「組換え DNA 技術を応用して得られた非病原性の微生物を利用して製造された飼料及び飼料添加物の安全性審査基準」（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 生畜第 8598 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知において規定。以下「GM 飼料等審査基準」という。）に基づき GM 飼料添加物として評価している。
- (3) 一方で、GM 食品添加物の評価に関し、食品安全委員会では、そのうち、最終製品が指定添加物と同等又はそれ以上の高度な精製度であるアミノ酸、ビタミン等（以下「高度精製品」という。）については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成 17 年食品安全委員会決定。以下「高度精製の考え方」という。）に基づき、高度精製品以外のものと比較し、最終製品の製造方法や非有効成分の含有等の確認に重点を置いた簡略的な評価が行われている。
- (4) さらに、厚生労働省においては、食品安全委員会により「高度精製の考え方」に基づき安全性が確認された食品添加物については、GM 食品添加物に該当しないものとして取り扱っている。
- (5) 今般、農業資材審議会においても、「高度精製の考え方」と同様の整理を可能とするため、高度精製品への該当要件（以下「高度精製該当要件」という。）を定め、「高度精製の考え方」と同等の評価手法を導入することとし、高度精製品として安全性が確認された飼料添加物（アミノ酸及びビタミンに限る。）を GM 飼料添加物に該当しないものとして取り扱うこととする。
- (6) なお、国際的にも、高度精製品に該当するような食品添加物及び飼料添加物は、GM 食品添加物及び GM 飼料添加物に含まれておらず、EU 等の主要国も、GM 食品添

加物及び GM 飼料添加物としての安全性確認の対象とはしていない。

2 改正の概要

これらの国際的な考え方や食品添加物における取扱いを踏まえ、高度精製該当要件に基づき安全性が確認された飼料添加物（アミノ酸及びビタミンに限る。）は、GM 飼料添加物に該当しないものとして取り扱うこととし、GM 飼料等審査基準に基づく安全性確認は行わない。改正の具体的な内容は以下のとおり。

- （１）飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「成分規格等省令」という。）の改正等

高度精製品のうち、農林水産大臣が定める基準に適合する場合には、安全性につき農林水産大臣の確認を受けることを不要とするため省令を改正する。また、当該農林水産大臣が定める基準は、農業資材審議会及び内閣府食品安全委員会が、当該飼料添加物について、高度に精製され、安全性の確保に支障がないことを確認していることとするため、農林水産省告示を設ける。

- （２）今後の取扱い

① 農業資材審議会において、高度精製該当要件に基づき、飼料添加物の製造方法の概要（遺伝子組換え微生物の作製方法、添加物の抽出方法及び精製方法）、用途、化学構造・組成、物理化学的性質及び品質について確認した上で、食品安全委員会が評価してきた結果を踏まえ、高度精製品として安全性が確認できたものは、GM 飼料等審査基準に基づく評価を不要とする。なお、飼料添加物の指定や基準・規格の設定等に係る手続は従前のとおり。

② 農業資材審議会において、高度精製品としての安全性が確認できない場合には、従前どおり、GM 飼料添加物として GM 飼料等審査基準に基づき評価する。

3 今後の手続（予定）

成分規格等省令の改正等は、食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が得られた後、実施する予定。なお、農業資材審議会については、平成 26 年 8 月 27 日に開催された第 38 回農業資材審議会飼料分科会における審議の上、答申が得られたところ。

食品健康影響評価の審議状況

(平成27年7月3日現在)

区分	要請件数 注2)	うち 27年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち 27年度分	意見 募集中 注3)	審議中 注1)
添加物 注11)	156	1	0	156	145	7	7	4
農薬	1004	5	0	1004	738	16	19	247
うちポジティブリスト関係	485		0	485	286	6	8	191
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注7)	42		0	42	10		0	32
動物用医薬品	519	24	0	519	458	3	3	58
うちポジティブリスト関係	109	1	0	109	72	2	2	35
化学物質・汚染物質 注8)	62		3	65	60		0	5
うち清涼飲料水	49		0	49	46		0	3
器具・容器包装	16		0	16	9	1	1	6
微生物・ウイルス 注9)	13		2	15	14		0	1
プリオン	45	5	16	61	44	2	0	17
かび毒・自然毒等 注4)	7		3	10	10		0	0
遺伝子組換え食品等	228	8	0	228	211	7	1	16
新開発食品 注5)	81		1	82	79	1	2	3
肥料・飼料等	200	3	0	200	135	8	0	65
うちポジティブリスト関係	100		0	100	57		0	43
肥飼料・微生物合同 注10)	1(34)		0	1	1(13)		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他 注6)	1		1	2	1		0	1
合計	2,336	46	26	2,362	1,908	45	33	423

(注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。

4 自ら評価案件「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシニバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。

5 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。

6 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。

7 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。

8 平成26年7月30日付けで評価要請のあった「ジクロロ酢酸」「トリクロロ酢酸」については、「クロロ酢酸」も評価したため、3件として記入している。

9 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。

10 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、()内に物質数を記入している。

11 平成25年11月20日付けで評価要請のあった過酢酸製剤及び同製剤に含まれる物質については、過酢酸製剤の評価に当たり「酢酸」「過酸化水素」も評価したため、過酢酸製剤及び「過酢酸」「1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸」「オクタン酸」「酢酸」「過酸化水素」の計6件として記入している。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成27年7月3日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質2物質)	2
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※	(20)
16/10/29	農	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㊦、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイズン注射液及びバシット注射液)㊦㊧	2
17/2/14	厚	農薬 ジコホール	1
17/3/11	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)㊦㊧	1
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメプリームを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㊦㊧、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPDアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)㊦㊧、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))㊦㊧	3
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム	2
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム ㊧、スルファメトキサゾール ㊧、トリメプリーム ㊧、セファピリンベンザチン ㊧、セファピリンナトリウム ㊧	5
18/5/9	厚	農薬 ホルペット	1
18/7/18	厚	農薬 ジコホール☆、ホルペット☆	2
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆㊧、スルファメトキサゾール☆㊧、セファピリン☆㊧、トリメプリーム☆㊧	4
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆㊧	2
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆	3
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆	3
19/1/15	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)㊦㊧	1
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆	1
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆㊧	3
19/ 3/6	厚	農薬 トリチコナゾール☆	1
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆	3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⓔは肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。Ⓕは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。
 ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆Ⓔ、スルファジメトキシ☆Ⓔ、スルファモメトキシ☆Ⓔ	3
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価Ⓕ	2
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆Ⓔ	1
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフエントラゾン☆	3
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/2	厚	添加物 5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	1
19/8/28	厚	動物用医薬品 ジクロキサシリン☆Ⓔ	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)ⒻⒺ	1
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆	5
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆	4
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施についてⒻ	
20/6/3	厚	動物用医薬品 トビシリン Ⓔ	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆	2
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
21/2/3	厚	農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/3/10	厚	動物用医薬品 ナナフロシン☆Ⓔ、ピランテル☆	2
21/3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/3/24	厚	農薬及び動物用医薬品 ジクロロボス及びナレド☆	2
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	器具・容器包装 フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	4
22/1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆> ■	2
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆> ■	2

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。Ⓔは肥料・飼料等専門調査が担当

する評価案件である。Ⓜは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
22/2/16	厚	動物用医薬品 トルフェナム酸☆	1
22/2/16	厚	動物用医薬品 クロキサシリン☆ ■	1
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆ ■ 、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆ ■ 、β-カロテン☆ ■ 、クエン酸☆ ■ 、酒石酸☆ ■ 、トウガラシ色素☆ ■ 、トコフェロール☆ ■ 、乳酸☆＜農薬用途もあり＞ ■ 、マリーゴールド色素☆ ■ 、メナジオン☆ ■ 、レチノール☆ ■	11
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 フルロキシピル☆	1
22/3/18	—	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ベンタゾン☆	1
22/3/23	厚	動物用医薬品 フルメキン☆ ■	1
22/5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/6/22	農	農薬 2, 4-D☆、グリホサート☆、ベンタゾン☆＜全て飼＞	3
22/8/12	厚	農薬 プロベナゾール＜一部☆＞、ハロキシホップ☆	3
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、メパニピリム☆	4
22/9/27	厚	農薬 DCIP☆、酸化フェンブタズ☆	2
22/11/12	厚	農薬 イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ピンクログリン☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	9
22/11/15	農	農薬 テルブホス＜飼＞☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 クロルフェンビンホス☆	2
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品 メトプレン☆＜一部＜飼＞＞	2
23/1/24	厚	農薬 テブフェンピラド ■ ＜一部☆＞、ペンコナゾール☆	3
23/1/24	厚	動物用医薬品 ゲンタマイシン☆ ■ 、スピラマイシン☆ ■ 、セフロキシム☆ ■	3
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン＜一部☆＞、ベンフラカルブ＜一部☆＞ ■ 、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆	8
23/3/25	厚	農薬 キノメチオナート ■ ＜一部☆＞、エタメツルフロメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、プロモキシニル☆	6
23/3/25	厚	動物用医薬品 ジミナゼン☆	1
23/3/31	—	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1
23/4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/4/25	農	農薬 プロモキシニル(飼料)☆	1
23/4/26	厚	添加物 酸性リン酸アルミニウムナトリウム	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■印は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
23/6/10	厚	農薬 イソキサチオン<一部☆>、イソウロン☆、フェナリモル☆	4
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロ ン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスル フロン☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 チアクロプリド■、アクリナトリン■<一部☆>、セトキシジム<一部☆>、ジクロホ ップメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサ プロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	13
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/11/18	厚	農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、プロスルフロン☆	3
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	2
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、 ジクロルボス及びナレド☆	6
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆	1
24/2/24	厚	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン☆	2
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、ジエチルスチルベストロール☆	2
24/3/26	厚	農薬 リムスルフロン☆	1
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/3/26	農	農薬 フェニトロチオン☆	1
24/5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	3
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン☆	2
24/5/21	農	農薬 ペルメトリン☆	1
24/5/22	厚	添加物 過酸化水素■	1
24/7/18	厚	農薬 クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート■<一部☆>、テフルトリン☆、 トリホリン☆、ヘキサコナゾール☆、シアナジン☆	8
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆、センデュラマイシン☆、 バシトラシン☆	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆	1
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/8/21	厚	農薬 トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。圃は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆圃、サラフロキサシン☆圃、ネオマイシン☆圃	3
24/8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆圃	1
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 プロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリン☆	5
25/1/30	厚	農薬 メパニピリム■、チフェンスルフロンメチル■〈一部☆〉、クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆、プロメトリン☆	7
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆	2
25/3/11	－	微生物・ウイルス クドア(クドア属粘液胞子虫)◎	1
25/3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクロルプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスメチル☆、フルシトリネート☆、プロフェノホス☆、ホルクロルフェニユロン☆、メタミロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	16
25/3/12	厚	動物用医薬品 フルアズロン☆	1
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆	1
25/3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスメチル☆	2
25/4/2	厚	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	(2)
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について#	1
25/6/10	農	農薬 γ-BHC☆、ジメトエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆	4
25/6/12	厚	農薬 2,4-D■、アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメトエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆、プロマシル☆	13
25/6/13	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228 株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ■	1
25/8/20	厚	農薬 DBEDC■〈一部☆〉、ノニルフェノールスルホン酸銅■〈一部☆〉、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、メトリブジン☆、リュロン☆	8
25/8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆	2
25/8/20	厚	動物用医薬品 アルベンダゾール☆	1
25/8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン 圃	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。圃は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。# 印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/8/20	内	特定保健用食品 レア スウィート ※■	1
25/8/21	農	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(飼料) ■	1
25/8/22	厚	遺伝子組換え食品等 p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(食品) ■	1
25/11/14	厚	農薬 メピコートクロリド☆	1
25/12/10	厚	農薬 クレトジム☆	1
25/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリン☆	2
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆■	1
25/12/20	厚	農薬 ニテンピラム☆	1
25/12/20	厚	動物用医薬品 フルメトリン■<一部☆>	2
26/2/3	厚	農薬 オキスポコナゾールフマル酸塩☆	1
26/2/19	農	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ(SPS-00E12-8)(飼料) ■	1
26/2/20	厚	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ(SPS-00E12-8)(食品) ■	1
26/3/12	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ FG72 系統(飼料) ■	1
26/3/13	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ 44406 系統(食品) ■、除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ FG72 系統(食品) ■	2
26/3/25	厚	農薬 MCPB■<一部☆>	2
26/3/25	厚	動物用医薬品 酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆、プレドニゾロン☆	3
26/3/25	厚	肥料・飼料等 マデュラマイシン☆、ロベニジン☆	2
26/6/3	内	特定保健用食品 葛のめぐみ ※■	1
26/6/18	厚	対象外物質 グルカン■	1
26/7/2	厚	動物用医薬品 セフチオフル■■	1
26/9/9	厚	農薬 ピラゾリネート☆	1
26/9/9	厚	動物用医薬品 ロメフロキサシン■■	1
26/10/17	厚	添加物 <i>Aspergillus oryzae</i> NZYM-SP 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ■	1
26/10/17	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> NZYM-SP 株を利用して生産されたアスパラギナーゼ■	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。
※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である
(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
26/11/5	厚	添加物 1-メチルナフタレン	1
26/11/19	厚	添加物 亜セレン酸ナトリウム■	1
26/11/26	農	動物用医薬品 エンロフロキサシンを有効成分とする豚の注射剤(バイトリルワンジェクト注射液)■	1
26/11/28	厚	動物用医薬品 エンロフロキサシン■	1
27/1/8	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/1/13	厚	農薬 イソフェタミド■、フルオピラム■、フロメキン■	3
27/1/13	厚	動物用医薬品 イプロニダゾール	1
27/1/21	厚	添加物 硫酸亜鉛■	1
27/2/12	厚	プリオン ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/2/16	厚	農薬 1,3-ジクロロプロペン■、テブコナゾール■、ビシクロピロン■、ベンゾビンジフルピル■	4
27/2/25	厚	遺伝子組換え食品等 NZYM-RO 株を利用して生産された 6- α -グルカノトランスフェラーゼ■	1
27/3/10	厚	農薬 フルオピコリド■	1
27/3/10	農	動物用医薬品 ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ドラクシン C)㊟■	1
27/3/12	厚	動物用医薬品 ツラスロマイシン ㊟■	1
27/3/12	厚	飼料添加物 モネンシン	1
27/3/12	農	飼料添加物 モネンシンナトリウム	1
27/3/30	厚	プリオン デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	2
27/4/22	農	動物用医薬品 フロルフェニコール及びフルニキシンメグルミンを有効成分とする牛の注射剤(レスフロール)■、フロルフェニコールを有効成分とする牛の飼料添加剤及び豚の飲水添加剤(フロロコール2%液)㊟■	3
27/4/23	厚	動物用医薬品 フロルフェニコール ㊟、フルニキシンメグルミン■	2
27/4/24	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87411 系統(食品)■	1
27/4/24	農	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87411 系統(飼料)■	1
27/6/5	厚	添加物 次亜臭素酸水■	1
27/6/8	厚	プリオン めん羊及び山羊の牛海綿状脳症(BSE)対策	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なものの。㊟は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
27/6/10	厚・農	動物用医薬品 豚サーコウイルス(2型・組換え型)感染症・豚繁殖・呼吸障害症候群・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)混合ワクチン(インゲルバック3フレックス) ■	2
27/6/10	農	動物用医薬品 豚オーエスキー病 (gI-、tk-) 生ワクチン (酢酸トコフェロールアジュバント加溶解用液) (ポーシリス BegoniaDF・10、ポーシリス BegoniaDF・50) ■	1
27/6/10	農	動物用医薬品 動物用ワクチンの添加剤として使用する成分	1 7
27/6/23	厚	農薬 イソピラザム ■、シフルメトフェン ■、フルエンスルホン ■、プロチオコナゾール ■	4
27/6/23	厚	農薬及び動物用医薬品 アバメクチン ■	1
27/6/23	厚	動物用医薬品 アルトレノゲスト ■ <一部☆>	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。
 ※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である
 (平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。Ⓜは薬剤耐性菌に関する評価が必要なものの。
 圃は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

Ⅱ 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について ★
23/10/20～11/18	添加物 <i>Chryseobacterium proteolyticum</i> 9670 株を利用して生産されたプロテイングルタミナーゼ ★ 1
27/3/18～4/16	特定保健用食品 葛のめぐみ ※■ ★ 1
27/5/20～6/18	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレート(PEN)を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装 1
27/5/27～6/25	農薬 オキサチアピプロリン■、チアメキサム■、フルアジホップ■<一部☆>、ベンチアバリカルブイソプロピル■ 5
27/5/27～6/25	農薬及び動物用医薬品 ジフルベンズロン☆
27/5/27～6/25	薬剤耐性菌 ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ドラクシン C)の承認に係る薬剤耐性菌 ㊦ (一)
27/6/3～7/2	2-10-性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁体・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする牛の注射剤(ボブリバ) 2
27/6/10～7/9	特定保健用食品 大麦若葉粉末 ※■ 1
27/6/10～7/9	DP-No.2 株及び GG-No.1 株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン■ 1
27/7/1～7/30	農薬 テトラコナゾール■<一部☆>、トリフロキシストロビン■、フェンヘキサミド■、ベンゾフェナップ☆ 5

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。㊦は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成27年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
27/4/7	厚	器具・容器包装 フタル酸ベンジルブチル(BBP)	1
27/4/14	厚	動物用医薬品 ジメトリダゾール☆、クロサンテル☆	2
27/4/14	厚	遺伝子組換え食品等 低リグニンアルファルファKK179 系統(食品)■、NZYM-SO 株を利用して生産されたα-アミラーゼ■	2
27/4/14	農	遺伝子組換え食品等 低リグニンアルファルファKK179 系統(飼料)■	1
27/4/14	農	薬剤耐性菌 牛及び豚に使用するセフトオフル製剤に関わる薬剤耐性菌 ㊦㊧	2
27/4/21	厚	対象外物質 イタコン酸■、ポリグリセリン脂肪酸エステル■	2
27/4/21	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※、ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	2
27/4/21	厚	遺伝子組換え食品等 DP-No.1 株及び GG-No.1 株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン■、GLU-No.7 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム■	2
27/4/28	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ 1910 系統(食品)■	1
27/4/28	農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ 1910 系統(飼料)■	1
27/5/12	厚	農薬 イソキサフルトール■、ジエトフェンカルブ☆■、テブラロキシジム☆、トリアファモン■	5
27/5/12	厚	動物用医薬品 セフトオフル■	1
27/5/12	農	動物用医薬品 動物用医薬品 セフトオフルを有効成分とする牛の注射剤(エクセーデC)及びセフトオフルを有効成分とする豚の注射剤(エクセーデS)■㊦、塩酸セフトオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネルRTU)■㊦	3
27/5/12	厚・農	動物用医薬品・飼料添加物・対象外物質 L-カルニチン■	2
27/5/12	消	特定保健用食品 蹴脂茶 ※■	1
27/5/19	厚	添加物 1-メチルナフタレン	1
27/5/26	厚	対象外物質 グリセリン酢酸脂肪酸エステル■	1
27/5/26	農	牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌■ (一)	
27/6/3	厚	動物用医薬品 メクロプラミド☆	1
27/6/10	厚・農	農薬 エトフェンブロックス■、クロフェンテジン☆、クロルプロファム☆、ピコキシストロビン■、ピロキロン<一部☆>	7
27/6/30	厚	添加物 過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質(過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素)■	6
27/6/30	厚	農薬 アミスルブロム■	1

☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。㊧は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。

IV その他

通知日	通知先	件 名
16/1/30	厚・農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する 評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高 度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針